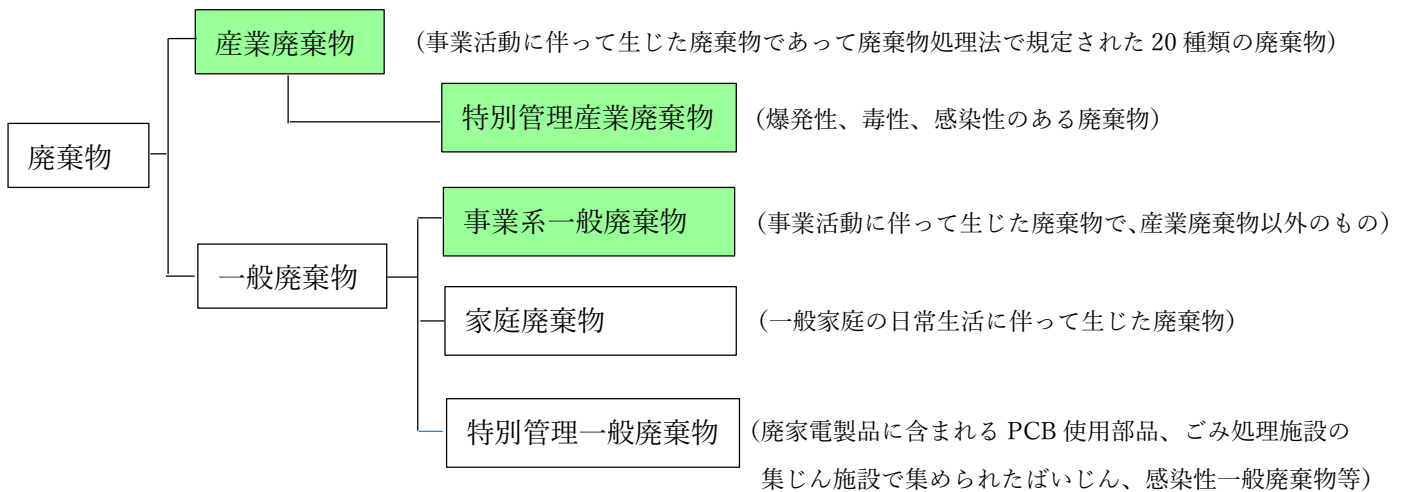


廃棄物および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに分類し、一般廃棄物については市町村または県などの地方自治体、産業廃棄物については排出事業者が適正に処理することとされています。

産業廃棄物は20種類に分類されており、各分野に従って定められた方法で“保管、収集、中間処理、最終処分”を排出する企業が自らの責任で行なわなければならないと定められています。

■ 廃棄物の分類 (緑色部分が事業活動により発生する廃棄物)



■ 産業廃棄物の種類と具体例 (法施行令第二条)

区分	種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	
	②汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など	
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールビッチなど	
	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液	
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液	
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物	
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず	
	⑧金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど	
	⑨ ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロックキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くずなど	
	⑩鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ポタ、不良石炭、粉炭かすなど	
	⑪がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	
	⑭木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など 貨物の流通のために使用したパレットなど	
	⑮繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	
	⑯動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあらなどの固形状の不要物	
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどのふん尿	
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体	
	⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)		

■特別管理産業廃棄物の種類 (法施行令第二条の四)

種 類	具 体 例
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点 70℃未満の燃焼しやすいもの。ただし難燃性のタールピッチ類を除く）
廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸
廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物※1	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着し、又は封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの ※2
廃水銀等	①特定の施設において生じた廃水銀等 ※2 ②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥 ※2
鉱さい	重金属等を一定濃度を超過して含むもの ※2
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
燃え殻 ※1	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの ※2
ばいじん ※1	重金属等、1,4- ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの ※2
廃油 ※1	有機塩素化合物等、1,4- ジオキサンを含むもの ※2
汚泥、廃酸又は廃アルカリ ※1	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農業等、1,4- ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの ※2

(2024.4 現在)

(備考) これらの廃棄物を処分するために処理したのも特別管理廃棄物の対象

※1：排出元の施設限定あり

※2：廃棄物処理法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（判定基準省令）に定める基準参照

■製版・印刷会社から排出される廃棄物の分類

<廃棄物の種類と分類>

製版・刷版・印刷工程から排出される主な廃棄物の種類と分類は、下表のとおりです。

種類	廃プラスチック	紙くず・段ボールなど	廃液・廃インクなど	廃フィルム	廃 PS/CTP 版
分類	・産業廃棄物	・産業廃棄物 ・有価物（古紙として売った場合）	・産業廃棄物 ・一部の廃液は特別管理産業廃棄物	・産業廃棄物（廃棄する場合） ・有価物	・産業廃棄物（廃棄する場合） ・有価物

※廃棄物処理法の詳細につきまして、下記リンクも併せてご確認ください。

【環境省 HP】 <https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws.html>

【経産省 HP】 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/03/index.html